

# 令和7年度かすみがうら市排水設備 接続支援事業費助成金の御案内

令和7年4月から令和8年3月までの工事が対象です！

## 目的

生活環境の改善と霞ヶ浦をはじめとする公共用水域の水質保全を目的として、県の補助が拡充されたことに伴い、供用開始4年目以降の世帯に対しても既設の浄化槽またはくみ取り便所を廃止し、下水道並びに農業集落排水へ接続する世帯(新築を除く)に対し、排水設備工事にかかる費用の一部を助成します。

## 対象となる方

- 下水道供用開始区域内または農業集落排水処理区域内で、既設の浄化槽またはくみ取り便所を廃止して下水道・農業集落排水へ接続する工事を行う世帯。(新築を除く)
- 接続工事の実施にあたって建物の所有者または土地所有者等の同意を得た方。
- 市税等(下水道受益者負担金・農業集落排水受益者分担金を含む)を滞納していない方。
- 令和8年2月27日までに申請書等の書類提出ができる方。

※予算の範囲内の助成になりますので、ご希望の方は早めのご検討をお願いします。ご不明な点等は上下水道課までお問い合わせください。

## 助成内容

助成種別	対象となる方のうち下記の条件を満たす場合	助成限度額
A	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一緒に住んでいる方で、18歳未満の方(年度当初時点)または65歳以上(年度末時点)の方がいる</li><li>• 一緒に住んでいる収入のある方「全員」の課税対象所得の合計額が、348万円以下である</li></ul>	35万円 または 実工事費のいずれか少ない額
B	助成種別Aの内容に当てはまらない場合	4万円 または 実工事費のいずれか少ない額

～ 助成を受けるには ～

【工事開始前】

- かすみがうら市が指定する「指定排水設備工事店」へ工事に関する問い合わせをしてください。  
※お見積もりは、複数の指定工事店から取得することをお勧めしています。
- 排水設備工事を行う前に、下記の申請書及び書類を提出してください。指定工事店が代理で提出しても問題ありません。（※令和6年度より申請書の様式に同意欄を設けました。同意の有無により提出書類が異なります。）

申請書類・添付書類	同意した場合	同意しない場合 市で確認できない場合
1. 水洗便所改造資金等助成申請書	必要	必要
2. 排水設備計画確認申請書の写し	必要	必要
3. 市税等に滞納がないことを証明するもの ※かすみがうら市で証明するものは、「納税証明書【その2】」になります	不要	必要
4. 工事前写真 ※下水道に接続してないことが分かるもの	必要	必要
5. その他、市長が必要と認める書類	必要	必要
6. 一緒に住んでいる方のわかる住民票(住民票 <u>謄本</u> ) ※住民票抄本ではだめなので注意	不要	必要
7. 世帯の課税(非課税)証明書 ※他市区町村にお住いの方を除く	不要	必要
8. 接続工事見積書の写し ※管路延長の記載がない場合は、内訳書も必要となります	必要	必要

※①世帯の課税(非課税)証明書(他市区町村にお住いの方を除く)について

令和7年1月1日に市外にお住いの方は、かすみがうら市で所得の確認ができないため、当時住民票があった市区町村の課税(非課税)証明書が必要となります。

②6～8の書類は、助成種別Aの助成に該当する場合に限り必要となります。

## 【工事完了後】

●排水設備工事完了後の検査済証交付後、下記の実績報告書及び書類を提出してください。

(1)水洗便所改造資金等実績報告書

(2)接続工事の領収書(申請当初の見積書と金額が違う場合は、管路延長等が分かる書類の添付が必要となります。)

(3)請求書(水洗便所改造資金等助成)

※口座名義人が申請者と異なる場合は、申請者からの委任状が必要となります。

(4)接続工事が完了したことが分かる写真